

予防接種事務デジタル化対応に関する構成員意見 サマリー

6/6に開催した「第8回WT・第5回ベンダ分科会 合同開催」後に、構成員より挙がった意見のうち、
予防接種事務デジタル化対応に関する意見を抽出して集約を行った。

意見数は92件であった。

意見を分類毎に集約した件数は以下のとおりである。

健康管理システム等標準化検討会
予防接種ワーキングチーム（第8回）
ベンダ分科会（第5回）合同追加開催
令和6年6月20日 【資料2】

凡例

大分類	意見数
小分類	意見数
制度設計に関する内容	54
1.予予・請求システムでの機能一本化について	42
2.準備・開発が間に合わない（適合基準日の再検討または、要件の緩和）	7
3.デジタル化運用開始日の考え方について	1
4.予防接種履歴のセットアップ期間や履歴の範囲について	1
5.副本連携の継続有無について	1
6.接種記録の登録主体について	1
7.医療機関への周知について	1
予予・請求システムの仕様や想定運用に関する内容	15
1.予防接種対象者情報の付帯資格情報登録運用について	5
2.再転入時における接種対象者番号の名寄せについて	2
3.接種対象者情報の失効に関する判断について	1
4.予防接種管理番号についての確認	2
5.マスタ登録について	1
6.接種記録の参照範囲について	1
7.登録済接種記録の誤りを修正する際の運用について	2
8.予予システムへの登録結果の確認	1
標準仕様書で対応や検討が必要な内容	23
1.業務要件定義書との整合対応（全国意見照会に反映）	6
2.予防接種対象者番号・予防接種管理番号を管理項目として保持すべきか	1
3.予防接種対象者情報の付帯資格情報登録方法について	2
4.勧奨対象候補者情報の管理項目について	1
5.健康管理システムにおける間違い接種記録の表示制御について	1
6.デジタル化以外の既存機能の取り扱いについて	6
7.健康管理システムにおける、接種結果情報を一覧で確認できる機能について	1
8.接種済証交付記録の管理項目について	1
9.別紙2-2管理項目におけるエビデンス欄の記載について	2
10.予予・請求システムとのIF仕様書の確定版の公開時期について	2
意見総数	92

予防接種事務デジタル化対応に関する構成員意見集約一覧

通しNo	仕様書種類など	対象箇所	意見内容	意見詳細(根拠情報や理由等)	大分類	小分類
1	4.【別紙2-2】管理項目	予診票発行情報 各種予防接種の接種実績 健康被害救済制度情報	7.予防接種事務デジタル化について 35ページと発行体系が異なります。 資料間の整合性を取ってください。	予防接種対象者番号 16桁 21桁 対象番号が宛名番号10桁 / 15桁 予防接種管理番号 ワクチン種別(3桁) + 期又は価(2桁)・回数等(2桁) (7桁) ワクチン種別 + 期 等 + 価 + 回数 (9桁)		1.業務要件定義書との整合対応(全国意見照会に反映)
2	4.【別紙2-2】管理項目	(別紙2-2)管理項目_10.【予防接種】対象者管理、に ついて、管理項目_11.【予防接種】接種情報管理	【予診票発行情報】【各種予防接種の接種実績】【健康被害救済制度情報】 予防接種対象者番号、予防接種管理番号について、「資料5_予防接種事務デジタル化について」で説明されている内容と差異があります。 「資料5_予防接種事務デジタル化について」の資料内容が正しいと思われる所以、修正が必要と考えます。	下記のように修正が必要です。 予防接種対象者番号:「市町村等番号(6桁) + 対象者番号(10桁)」、「市町村等番号(6桁) + 対象者番号(15桁)」 予防接種管理番号:「ワクチン種別(3桁) + 期又は価(2桁)・回数等(2桁)」、「ワクチン種別(3桁) + 期 等(2桁) + 価(2桁) + 回数(2桁)」		1.業務要件定義書との整合対応(全国意見照会に反映)
3	7.予防接種事務デジタル化について (制度に関するご意見はこちら)	資料5_予防接種事務デジタル化について P35	予防接種対象者番号の採番に関する運用について確認	対象者番号(15桁)について、資料5_予防接種事務デジタル化について.pdfでは、P35で「宛名番号等を想定」との記載がある。 再転入者に対しては転出前の宛名番号を再び使用する、新規の宛名番号を付番する。の2つのケースがあるため、対象者番号に宛名番号を使用する運用では、転出前・再転入後で異なる対象者番号が付番されることになる。 同一市町村内で同一個人に対して複数の対象者番号が付番されることに伴う運用上の問題はないと考えてよいか。		2.再転入時における接種対象者番号の名寄せについて
4	7.予防接種事務デジタル化について (制度に関するご意見はこちら)	35ページ 2.3 管理項目概要(1/3)	予防接種対象者番号 16桁 21桁 対象番号が宛名番号10桁 / 15桁 再転入の際に、同一個人に別の宛名番号が設定される可能性がありますが、予防接種対象者番号を集約することができるのでしょうか。	宛名番号は住民登録システムが附番するため、健康管理システムでは重複かどうか判断できません。		2.再転入時における接種対象者番号の名寄せについて
5	4.【別紙2-2】管理項目	(別紙2-2)管理項目_10.【予防接種】対象者管理 (別紙2-2)管理項目_11.【予防接種】接種所法管理 「予診票発行情報」シート 「各種予防接種の接種実績」シート 「健康被害救済制度情報」シート 予防接種対象者番号 予防接種管理番号	確認事項 予防接種対象者番号、予防接種管理番号は、予予システムとのデータ流通に利用する項目と認識しております。 機能要件や別紙「予防接種事務デジタル化について」に各項目の仕様記載がありますが、自治体コードや宛名番号から生成できる内容のため、健康管理システムの項目管理は不要と考えます。 管理項目 = データ要件と理解しております。	元々の管理項目に「市区町村コード」「宛名番号」「接種種類コード」「回数」があります。予予システムで必要とする「予防接種対象者番号」「予防接種管理番号」は、生成や逆変換が可能な項目となる認識。 同じ意味での冗長項目となってしまうことから、整合チェックをあこなうような運用を求められ、不要機能を作ることになると考えるためです。		2.予防接種対象者番号・予防接種管理番号を管理項目として保持すべきか

6.7.予防接種事務デジタル化について (制度に関するご意見はこちら)	資料5_予防接種事務デジタル化について P35	予防接種管理番号についての確認	<p>・予防接種種別ごとに払い出しあるが、払い出すタイミングはいつか。 定期接種化される予防接種がある場合、開始年度の直近で提供を受けるのでは、運用に支障が出ると考える。 早急な提供ができる運用フローを検討いただきたい。</p> <p>・任意接種についても、すべての任意接種に種別に対して予防接種管理番号が定義され、団体への展開がなされると考えて相違ないでしょうか。 利用の有無は団体で判断と考えますが、一律の番号であれば、自治体助成の有無にかかわらず、あらかじめ番号を決め、通知しておくべきだと考えます。</p> <p>・高齢者インフルや定期接種化となる新型コロナなど、「回数」の規定がない接種の回数はどうなるのでしょうか。単純な連番とする、定期接種と回数の取り扱いが異なることとなり、仕様が曖昧になると考えます。</p>	4.予防接種管理番号についての確認
7.7.予防接種事務デジタル化について (制度に関するご意見はこちら)	35ページ 2.3 管理項目概要 (1/3)	予防接種管理番号の回数は何を指すのでしょうか? 予診・接種でのカウントでしょうか? 日本脳炎1期2回目の場合やロタウイルス5価1回目の場合に期、回数はどのように設定されますか?	<p>予防接種管理番号 ワクチン種別(3桁) + 期又は価(2桁)・回数等(2桁) (7桁)</p> <p>ワクチン種別 + 期 等 + 価 + 回数 (9桁)</p>	4.予防接種管理番号についての確認
8.2.【別紙1】業務フロー	(別紙1)業務フロー_インデックス 01.マスタ登録	運用フローに 健康管理担当課に 「予診情報・予防接種結果管理／請求支払システムと同じマスタ情報を持った状態となるよう設定を行う。」 の事務がある。 予予システム側にも同様の記述があり、運用負荷がかかるため、 予予システムからデータダウンロードして整合がとりやすいなど、 再検討をお願いしたい。	予予システムからダウンロードできるなり、CSVやエクセルで設定したデータをアップロードできるなり、主管課さまの運用手間がなくなるような仕組みに変更してほしい。 現状の運用フローでは、主管課さまが、予予システムと健康管理システムに同じ情報を重複登録する運用となる。データ整合の手間がかかり運用負荷がかかることが容易に想定できるため、現場への負荷のかからない運用となるような制度設計を強く求めます。	5.マスタ登録について
9.7.予防接種事務デジタル化について (制度に関するご意見はこちら)	36ページ 管理項目概要 (2/3)	自治体運用として造血幹細胞等の臓器移植区分、障がい者区分やその他の条件(原爆手帳、公害医療手帳等)は健康管理システム担当課職員が把握するタイミングはあるのでしょうか。	システムに手入力するとのことで、把握することができるフローにならないなければ、区分を入力して予予システムに連携することができないため。	1.予防接種対象者情報の付帯資格情報登録運用について
10.4.【別紙2-2】管理項目	(別紙2-2)管理項目_10.【予防接種】対象者管理	【予予システム連携情報】について、予防接種対象者の判定のためと思われる区分項目が多数追加されていますが、これらは予防接種担当課で管理もしくは把握することができる内容でしょうか? 中国残留邦人区分や、原爆手帳、公害医療手帳などの管理を予防接種担当課で行うことには違和感があります。		1.予防接種対象者情報の付帯資格情報登録運用について
11.7.予防接種事務デジタル化について (制度に関するご意見はこちら)	資料5_予防接種事務デジタル化について P36	管理項目の運用方法について確認	『健康管理システムで該当/非該当を入力し、その情報を予予・請求システムに連携する。』と記載があるが、中間サーバと予予・請求システムで直接連携することで更なる効率化に繋がると考えられるため、再検討いただきたい。	1.予防接種対象者情報の付帯資格情報登録運用について

12	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	(別紙2-1)機能・帳票要件_01.【共通】 Y002(新規採番) Y004(新規採番) Y006(新規採番) Y008(新規採番) Y019(新規採番)	情報管理の運用想定について確認 生活保護や非課税世帯の区分をすべての該当者に健康管理システム担当者が入力するのは現実的な運用ではなく、職員負荷が標準化してかえって増加することになりかねない。 連携要件で他業務から受領のが、本来の標準化システムのたてつけであり、他業務に職員が照会して入力することが想定される本要件は、要件の内容を見直すべきだと考えます。	対象箇所に記載した機能IDについて、機能要件に「以下情報の区分を管理(登録・修正・削除・照会)できること。」と記載されている。(生活保護対象区分、非課税世帯対象区分、中国残留邦人対象区分など) 意見は、左記のとおり。	1.予防接種対象者情報の付帯資格情報登録運用について
13	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	Y002、Y004、Y006	例えばY002の場合、生活保護システムの情報などを[予予システム連携情報]に登録する機能が標準オプション機能で必要ではないでしょうか。	Y002、Y004、Y006の記載では管理は可能ですが、一括で登録する機能が作成できません。	3.予防接種対象者情報の付帯資格情報登録方法について
14	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	Y010、Y021	予予システムのIF次第かと思いますが、不開示フラグと通知対象外区分は[予予システム連携情報]に設定して予予システムに連携するものではないでしょうか。	IFが分からないので、差分連携がどこまでの差分を送るのかが不明	3.予防接種対象者情報の付帯資格情報登録方法について
15	4.【別紙2-2】管理項目	予予システム連携情報	連携情報の有効期間のような項目は必要ないのでしょうか。	連合会がどのようにデータを管理するのか分かりませんが、接種日時点と連合会処理時では1か月以上のタイムラグが考えられます。 接種日時点では生活保護ではなくても、連合会の処理時には生活保護になっていることも考えられます。 上記の例の場合、毎日差分で連携していると、連合会処理時の最新情報は生活保護になりますので、それぞれの時点で判断することができるようなデータを提供する必要があるのではないかでしょうか。	1.予防接種対象者情報の付帯資格情報登録運用について
16	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	Y101、Y103、Y104、Y105、Y107	確認できることとありますので、各々のリストを健康管理システムに登録して表示することをイメージしていますが、[管理項目]の追加はおこなわれないのでしょうか。 [管理項目]の追加が予定されているのであれば、「IF名」と同様に管理項目も暫定で追加すべきではないでしょうか。	登録するには管理項目が必要なため。	4.勧奨対象候補者情報の管理項目について
17	2.【別紙1】業務フロー	Y015、Y101、Y103、Y104、Y105、Y107	登録結果の確認画面は予予システムに追加されないのでしょうか。 特にY015のフローでは、手動登録という健康管理システムを経由しないルートでも登録が可能なように思います。 このようなデータでも健康管理システムで結果を参照する想定なのでしょうか。	特定健診等データ管理システムのように、CSVをダウンロードして内容を確認すると言う運用は認めないとする認識で良いでしょうか。	8.予予システムへの登録結果の確認
18	7.予防接種事務デジタル化について (制度に関するご意見はこちら)	16ページ 1.2 予防接種事務デジタル化対象となる業務	転入者などの他市の接種結果も参照できるようになるのでしょうか。	予予システムに問い合わせるようなことは出来ないのでしょうか。	6.接種記録の参照範囲について
19	2.【別紙1】業務フロー	Y014	【デジタル化後】接種対象者情報の失効転出時 細かい異動が発生した際には最新フラグ=1のものの異動事由が転出や死亡ではない場合があると思いますが、最新を送るのではなく、異動事由に転出/死亡が発生したデータを連携すると言う仕組みになるのでしょうか。		3.接種対象者情報の失効に関する判断について

20	4.【別紙2-2】管理項目	各種予防接種の接種実績 接種記録情報修正コード 間違い接種	間違い接種は削除にならないのか。 これらのコードは管理する必要があるのか。	間違い接種の扱いを健康管理システム上でどのように扱うのかの仕様は出るのでしょうか。 (間違い接種を除いて結果を表示するなど。)	5.健康管理システムにおける間違い接種記録の表示制御について
21	7.予防接種事務デジタル化について (制度に関するご意見はこちら)	31ページ 2.1 健康管理システムに係る運用フロー	医療機関の登録間違いなどで、返戻が発生した際は健康管理システムでどのように返戻データを登録するなどは決まっているのでしょうか。		7.登録済接種記録の誤りを修正する際の運用について
22	7.予防接種事務デジタル化について (制度に関するご意見はこちら)	40ページ 自治体における本番運用開始に向けた考え方	健康管理システム(3.0版)の適合基準日がR8.4、デジタル化後の業務開始日がR8.6となると、R8.4～R8.5の運用はどうやって行うのか。	ベンダ分科会の中でも意見ましたが、R8.4時点では健康管理システム(3.0版)を導入しておかないと適合基準システムとならないと考えてあります。また過去の予防接種履歴には、対象者抽出や結果登録などの機能は無い(削除される)ため、自治体運用が回せないのでしょうか。	6.デジタル化以外の既存機能の取り扱いについて
23	7.予防接種事務デジタル化について (制度に関するご意見はこちら)	40ページ 自治体における本番運用開始に向けた考え方	セットアップ期間に予予・請求システムへの情報登録を行うものは住民情報連携のみとなりますか。 過去の予防接種履歴は連携する必要がありますか。 (過去の履歴全てが連携の対象になりますか。)	過去の履歴が無ければ接種間隔などのチェックが行えませんが、標準仕様3.0版案には、予防接種履歴の情報を予予・請求システムに連携する機能要件はないため、連携不可ではないでしょうか。また過去の予防接種履歴には、接種日が不明のものなども含まれます。 データを修正しようにも自治体では分からないものもあるかと思います。	4.予防接種履歴のセットアップ期間や履歴の範囲について
24	7.予防接種事務デジタル化について (制度に関するご意見はこちら)	41ページ 自治体毎の移行方針	デジタル化後の業務開始日は自治体毎に調整可能とのことです が、その場合のデジタル化前の自治体で接種する住民が出ること が考えられます。 デジタル化後の自治体においても、デジタル化前の自治体での接種について、接種依頼や支払いができる仕組みは検討が必要では ないでしょうか。	もしくは、順次切替するのではなく、適合基準日、デジタル化後の業務開始日をR10年頃まで遅らせて一斉スタートとすべきだと思います。	3.デジタル化運用開始日の考え方について
25	9.その他	PMHならびに予予システムの対応について	予予システムを用いた運用を想定するため、予防接種情報を登録するための機能が軒並み削除されています。 標準オプションへの変更等ではなく、要件自体の削除ということは健康管理システム単独で予防接種結果を管理する機能が不要であるということですか? また、削除されているということは「実装不可機能」ということですか? (例外的に自治体独自で管理する必要性は無いと言い切れる状況ですか?)		6.デジタル化以外の既存機能の取り扱いについて
26	2.【別紙1】業務フロー	(別紙1)業務フロー_インデックス 01 予診票一括発行(冊子渡し) 02 予診票一括発行(接種別発送) 03 窓口発行 10 【予防接種】対象者管理	削除となった業務フローについて確認	削除となった業務フローは、どう扱いになるのか。継続運用することは認められるのか。考えをお示しいただきたい。	6.デジタル化以外の既存機能の取り扱いについて
27	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	(別紙2-1)機能・帳票要件_10.【予防接種】対象者管理 改定種別が「削除」となっている機能要件 機能ID:0190382 機能ID:0190532 機能ID:0190389 新型コロナワクチン関連は、除く。	予防接種のデジタル化により、機能要件自体が削除となっている。 過去データを予予システムに移行する仕様にはなっていないとみ うけられるため、機能を削除してしまうと、参照等含めてできなくなるため、用途を限定するなどの備考をつけたうえで、機能要件そのものは削除しないでよいと考えます。	左記のとおり。	6.デジタル化以外の既存機能の取り扱いについて

28	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	(別紙2-1)機能・帳票要件_11.【予防接種】接種情報管理 改定種別が「削除」となっている機能要件 機能ID:0190405 機能ID:0190406 機能ID:0190408 機能ID:0190409 機能ID:0190410 機能ID:0190412 機能ID:0190413 機能ID:0190415 機能ID:0190555 新型コロナワクチン関連は、除く。	予防接種のデジタル化により、機能要件自体が削除となっている。 機能要件自体は削除は行わず、機能を維持すべき。	改定内容に「予防接種記録情報は、医療機関から予診情報・予防接種記録管理システムへの登録を想定しており、健康管理システムで登録する運用はなくなるため、要件を削除した。」 とあるが、 「資料5_予防接種事務デジタル化について」P31のフローでは、健康管理システム側にも接種記録を保持するデータベースの記述があり、不整合があると考えます。 上の意見でも記載しているとおり、接種記録の登録内容に対する訂正は、すべて医療機関が行う運用となるが、問題はないか。 また、独自施策事業としての保持が想定される任意接種の接種記録も健康管理システムには持つことができなくなるため、接種記録を保持するこれらの要件は削除できないと考える。	6.デジタル化以外の既存機能の取り扱いについて
29	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	(別紙2-1)機能・帳票要件_11.【予防接種】接種情報管理 機能ID:0190416 機能ID:0190541 機能ID:0190417 機能ID:0190542 機能ID:0190418 新型コロナワクチン関連は、除く。	削除となった機能要件に「予防接種記録情報は、医療機関から予診情報・予防接種記録管理システムへの登録を想定しており、健康管理システムで登録する運用はなくなるため、要件を削除した。」とあるが、本要件は接種記録をEUC等で健康管理システム内で抽出できる機能となっており、不整合と考える。 上の意見と合わせた機能要件の整合をとってほしい。	接種記録の健康管理システムの登録が不可(健康管理システムに予防接種記録を保持させない)のが、予予システムなのであれば、本機能は機能を満たせないため、不要となると考える。 ただし、上記意見でも述べた通り、「資料5_予防接種事務デジタル化について」には、予防接種記録を健康管理システムに保持するフローも存在するため、現実は不要とすることはできず、これらの機能要件は保持せざるをえないと考える。 この場合、予防接種記録を健康管理システムに保持できることになるため、接種記録の登録機能に関する要件を残さないと不整合となることから、本要件を残すのであれば、登録に関する要件も残すべきである。	7.健康管理システムにおける、接種結果情報を一覧で確認できる機能について
30	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	(別紙2-1)機能・帳票要件_11.【予防接種】接種情報管理 機能ID:0190400の削除に伴う新規採番	風疹抗体検査実績、罹患情報以外のデータ管理について確認。	機能ID:0190400の削除に伴う新規採番の機能要件で、「住民ごとに予防接種情報を管理」する対象は風疹抗体検査実績、罹患情報のみとなり、各種予防接種の接種実績は、新規の機能要件で「予診情報・予防接種記録管理システムから取得した接種記録を表示できること」となっている。 各種予防接種の接種実績は、健康管理システム側では登録・更新・削除ができなくなることを意味し、接種記録の登録内容が誤っていた場合の訂正是接種を行った医療機関等が行うという理解でよい。	7.登録済接種記録の誤りを修正する際の運用について
31	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	(別紙2-1)機能・帳票要件_11.【予防接種】接種情報管理 Y201(新規採番) Y202(新規採番)	接種済証交付記録とは、どの管理項目をさすのか。 データを保持する要件に見受けられるため、具体的な管理項目名を明記してほしい。 IF名はあくまでも、予予システムに提供するためのものであり、管理項目は、別紙2-2に規定すべきと考える。	標準仕様書のたてつけで、管理項目は別紙2-2に規定いただき、のちにデジタル庁より、データ要件として展開をされるものと認識している。 管理項目がないデータをIFに合わせて提供することはできないと考えるため、標準仕様書のたてつけは維持した形での仕様提供を強く望みます。	8.接種済証交付記録の管理項目について

32 4.【別紙2-2】管理項目	(別紙2-2)管理項目_10.【予防接種】対象者管理 「予予システム連携情報」シート 区分と名称のある項目一式	資料修正依頼 エビデンス欄には、予予システムが入力してほしいことではなく、法令・施行規則等の根拠情報を記載してほしい。	他の管理項目と記載内容に整合がとれておらず、国が規定する仕様書として、項目根拠を示す資料に項目入力のルールが書かれている状態となり、仕様見落としや仕様書間不整合を引き起こすものとなるため、1.0版の規定時に決めていたルールは、維持していただきたい。	9.別紙2-2管理項目におけるエビデンス欄の記載について
33 4.【別紙2-2】管理項目	(別紙2-2)管理項目_11.【予防接種】接種所法管理 「各種予防接種の接種実績」シート 予予システム関連の追加項目(緑色文字)一式	資料修正依頼 エビデンス欄には、予予システムが入力してほしいことではなく、法令・施行規則等の根拠情報を記載してほしい。	他の管理項目と記載内容に整合がとれておらず、国が規定する仕様書として、項目根拠を示す資料に項目入力のルールが書かれている状態となり、仕様見落としや仕様書間不整合を引き起こすものとなるため、1.0版の規定時に決めていたルールは、維持していただきたい。 たとえば、 特別の事情(医師補記)には、次の記載がある 「医療機関にてワーニング発生時に登録する場合は特記事項を条件付必須として入力させる」 ところが、相対する 「(別紙2-1)機能・帳票要件_11.【予防接種】接種情報管理」には、 関連チェックを求める要件はない。 予予システム側の仕様と想定するが、管理項目のエビデンスとしては 不要と考える。 予予システムの仕様が明示され、予予システムのIF仕様書の項目説明 などに記載があればよいことだと考える。	9.別紙2-2管理項目におけるエビデンス欄の記載について
34 4.【別紙2-2】管理項目	(別紙2-2)管理項目_10.【予防接種】対象者管理 「他市町村・医療機関等への接種依頼」シート	確認事項 機能要件を含め、物理削除となっている。 現行最新版を先行導入した団体や、ベンダーパッケージでもともと保持していた場合であっても、データ・機能の破棄が必須となるのか。 予予システムへのデータ移行を行うものなのか。	過去データを参照することは、想定しないのでしょうか? 意見内容でも記載していますが、もし、予予システム側にデータ移行を行わない前提となった場合、過去情報は、3.0版への適合時に健康管理システムからは物理削除を行う理解となるが、削除はしない機能整理にはならないのか。	6.デジタル化以外の既存機能の取り扱いについて
35 3.【別紙2-1】機能・帳票要件	機能ID:0190016、0190448、0190557、0190558	健康管理システムとPMHおよび予予システムとの連携をする場合、マイナンバー制度における中間サーバーとの連携は継続されますか。		5.副本連携の継続有無について
36 9.その他	PMHならびに予予システムの対応について	PMHおよび予予システムの連携インターフェイス仕様書について はいつ確定し、どのように公開される予定でしょうか? それらのマイルストーンを明確にお示しいただきたい。		10.予予・請求システムとのIF仕様書の確定版の公開時期について
37 3.【別紙2-1】機能・帳票要件	「IF名」	標準化3.0版と合わせてIFの公開をお願いします。	適合基準日に向けての開発が間に合わないため。	10.予予・請求システムとのIF仕様書の確定版の公開時期について
38 7.予防接種事務デジタル化について (制度に関するご意見はこちら)	18ページ 1.2 予防接種事務デジタル化対象となる業務	医療機関が必ずデータを入力するという前提でしょうか。 電算化していない医療機関は予防接種医療機関から除外となる予定でしょうか。	健康管理システムから予予システムに結果登録する機能がないため。	6.接種記録の登録主体について

39	7.予防接種事務デジタル化について (制度に関するご意見はこちら)	資料5_P2-25	予診票のデジタル化に関する医療機関への指導・周知・問い合わせ対応	コロナワクチン臨時接種の際、VRSが導入されたが、医療機関の接種記録の登録はかなりすさん(記録漏れ、誤入力)であった。そのため当区では予診票をパンチ委託し、接種記録の補正を行っていた。今回の予診票デジタル化に関して同じようなことが想定されるので、厚生労働省様等から医療機関に対して指導・周知を徹底していただきたい。また、コロナワクチン臨時接種の際にVRSのコールセンターが開設されていたが、自治体に回される電話がかなり多かったので、責任をもって最後まで対応するコールセンター等の設置をお願いしたい。	7.医療機関への周知について
40	9.その他	適合基準日等について	健康管理システム1.0版公開以降、健康管理システムの標準仕様以外にもデータ要件・連携要件などの度重なる仕様の追加・変更、さらには削除などが繰り返されており、システム開発ペンダとしては非常に困惑しています。 制度改正等の対応として必要性も十分理解いたしますが、開発期限ありきでは到底無理があるように思います。 標準仕様としてのToBeの視点だけではなく、開発ペンダの視点からのCanBeの視点も持っていただき、実現可能な仕様や開発期間のご検討をぜひご検討いただきたいと考えています。		2.準備・開発が間に合わない(適合基準日の再検討または、要件の緩和)
41	7.予防接種事務デジタル化について (制度に関するご意見はこちら)	資料5_P39_適合基準日の考え方	適合基準日の後ろ倒し(少なくとも2年程度)	3.0版がR6.8に発出のため準備期間が約1年半しかない その短い期間で健康システムの仕様作成、運用フローの検討、テスト、他システムとの連携、加えて予診票のデジタル化等もある中では不可能であるため、稼働基準日を後ろ倒しにして欲しい。	2.準備・開発が間に合わない(適合基準日の再検討または、要件の緩和)
42	7.予防接種事務デジタル化について (制度に関するご意見はこちら)	39ページ 適合基準日の考え方	適合基準日がR8.4.1と言うのは移行支援期間において非常に厳しいものがあります。予防接種のために健康管理システム全体が移行困難とならないように適合基準日は遅らせるべきではないでしょうか。	ペンダ分科会の中でも意見しましたが、標準仕様書1.1版、2.0版の対応を行っている最中であり、R6.8時点でもまだ1.1版、2.0版の対応中の見込みです。 そのような状況の中で同じ適合基準日となる仕様書が下りてきても開発を行うリソースがありません。	2.準備・開発が間に合わない(適合基準日の再検討または、要件の緩和)
43	9.その他	PMHならびに予予システムの対応について	これまで繰り返し、意見照会等の中で申し上げてきた通り、PMHならびに予予システムの対応については、適合基準日もしくは実数類型を変更する必要があると考えます。 移行期限まで2年を切っている状況で、仕様が未確定のシステムとの連携はリスクしかありません。 適合基準日も実装類型も変更する予定が無いのであれば、移行困難システムとなるので早急に結論を出して欲しい。		2.準備・開発が間に合わない(適合基準日の再検討または、要件の緩和)

44	7.予防接種事務デジタル化について (制度に関するご意見はこちる)	資料5_予防接種事務デジタル化について P39～41	<p>適合基準日の再検討または、要件の緩和をお願いしたい。 安易に後ろ倒していただきたいという意見ではなく、資料記載以外の要素を考慮いただきたく意見をさせていただい(ものです)。</p> <p>P39に ・法施行日 R7.4、健康管理システム仕様書3.0版 R6.8 改定後1年以上の開発・導入期間を確保 とある 健康管理システムの機能要件への記載はR6.8とあるが 詳細仕様が、R6.6時点に存在しない。 検討会でも申し上げたが、R6.8時点で、詳細な仕様が 不明点なく公開されない場合、1年での開発・導入は 無理がある前提と考えます。</p> <p>予防接種のデジタル化対応以外にも標準化システム の機能要件に変更があるため、その要件への対応も 含んだ開発期間を考慮すべきだと考えます。</p> <p>現状、第1.1版に基づきF&Gや導入を進めている団体 さまが、標準化システムに切り替わってない状態で、 システム切替中に、F&Gや追加導入への対応は無理 があり、移行困難団体を除く全団体が、お示しの期間 内に導入・セットアップを行うのは、きわめて困難であり 一部機能のみの導入やセットアップ期間の延長など 考慮すべきことが多くあると考えます。</p> <p>P41に移行方針の記載がありますが、「移行困難団体」もR8.6事業 開始までに標準化3.0版適合を終えるスケジュールとなっています が、移行困難団体の移行スケジュールは年単位での移行期間 を想定されている認識のため、団体さまの想定と乖離があり、「業務 開始日」までの導入・セットアップは無理があるスケジュールと考えます。</p>	2.準備・開発が間に合わない(適合基準日の再検討または、要件の緩和)	
45	9.その他	移行困難システムと適合基準日の考え方	デジタル庁様の回答について、移行困難システムとなる場合は適合基準日を自治体と決めればよいと言った回答のように聞こえたのですが、認識に相違ありますでしょうか。	2.準備・開発が間に合わない(適合基準日の再検討または、要件の緩和)	
46	9.その他	標準準拠システムへの移行時期の検討及び補助金について	度重なる改版で令和7年度(2025年度)末までの移行が困難。またPMH連携についても、令和8年4月当初からの稼働は困難。国として移行時期を見直して欲しい。移行時期変動による経費の補助等も勘案して欲しい。	<p>地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき令和5年(2023年)3月末時点での標準化対象事務に係る基幹業務システムを、令和5年(2023年)3月末時点で公表された標準仕様書(令和5年度(2023年度)に初めて公表される場合は、当該公表された標準仕様書)に適合した標準準拠システムに、令和7年度(2025年度)末までに移行するとあるが、度重なる改版で当初Fit&Gapからも相当仕様が変わっているため、令和7年度(2025年度)末までの移行が困難。またPMH連携についても、令和8年4月当初からの稼働は困難と思われる。国として移行時期を見直して欲しい。また、移行時期の後ろ倒しになった際、標準準拠システム稼働に伴うインシャルコスト及びランニングコストに關わる経費の補助も確約して欲しい。</p>	2.準備・開発が間に合わない(適合基準日の再検討または、要件の緩和)

47 3.【別紙2-1】機能・帳票要件	01.【共通】Y001 住民基本台帳の異動情報を元に、予防接種対象者番号の採番ができること。 1 出生・転入時等を発行契機に新規採番できること 2 番号体系は以下とする 地区町村コード（6桁）+対象者番号（15桁）の合計21桁	予診情報、予防接種記録管理システム（以下、予予・請求システムと省略。）の機能要件としてください。 健康管理システムではなく、直接予予・請求システムに住民基本台帳の内容をリンクさせることは、技術的に難しいのでしょうか。国としてシステムを整備されるならば、マイナンバーを軸に情報を予予・請求システムに集約することを求めます。	全国約1,700自治体が健康管理システム（予防接種）を導入しなおかつ、国が導入する予予・請求システムを使用して業務をすることを想定されていますが、まず、費用面から考えて、自治体が健康管理システムを導入するよりも、国が予予・請求システムを導入し、自治体が予予・請求システムのみを使用して、全ての業務を完結させるよう整備することが適切であると考えております。 加えて、双方のシステム間でデータを連携させるだけでも、開発コストが発生し、導入後もデータ連携にはエラーも発生する可能性があります。	1.予予・請求システムでの機能一本化について
48 3.【別紙2-1】機能・帳票要件	01.【共通】(新規採番) 後期高齢者医療広域連合電算処理システムより提供される後期高齢者医療の被保険者情報ファイルを取り込み、被保険者情報（後期高齢者医療）を健康管理システムで利用できること。 1 データの参照、取り込みは問わず、健康管理システムで利用できること	後期高齢者医療広域連合電算処理システムより提供される後期高齢者医療の被保険者情報ファイルを予予・請求システムに連携する仕組みを構築いただければ、インフルエンザ等の減免情報として使用できるのではないかでしょうか。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
49 3.【別紙2-1】機能・帳票要件	01.【共通】(新規採番) 後期高齢者医療広域連合電算処理システムより提供される後期高齢者医療の被保険者情報ファイルを取り込み、被保険者情報（後期高齢者医療）を健康管理システムで利用できること。 1 連携頻度は日次・月次とする	後期高齢者医療広域連合電算処理システムより提供される後期高齢者医療の被保険者情報ファイルを予予・請求システムに連携する仕組みを構築いただければ、インフルエンザ等の減免情報として使用できるのではないかでしょうか。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
50 3.【別紙2-1】機能・帳票要件	01.【共通】(新規採番) 後期高齢者医療広域連合電算処理システムより提供される後期高齢者医療の被保険者情報ファイルを取り込み、被保険者情報（後期高齢者医療）を健康管理システムで利用できること。 1 連携頻度はリアルとする	後期高齢者医療広域連合電算処理システムより提供される後期高齢者医療の被保険者情報ファイルを予予・請求システムに連携する仕組みを構築いただければ、インフルエンザ等の減免情報として使用できるのではないかでしょうか。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
51 3.【別紙2-1】機能・帳票要件	01.【共通】Y002(新規採番) 以下情報の区分を管理（登録・修正・削除・照会）できること。 ・生活保護対象区分 ・非課税世帯対象区分 [管理項目] 「別紙2-2)管理項目_10.【予防接種】対象者管理」[予予システム連携情報]参照	生活保護等、福祉に関する情報を、健康管理システムに集約するのではなく、予予・請求システムをハブとして集約するように再構築してください。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
52 3.【別紙2-1】機能・帳票要件	01.【共通】Y003(新規採番) 予診情報・予防接種記録管理システムに、以下情報の区分を提供する。 ・生活保護対象区分 ・非課税世帯対象区分 1 「IF名」に準拠すること	生活保護等、福祉に関する情報を、健康管理システムに集約するのではなく、予予・請求システムをハブとして集約するように再構築してください。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
53 3.【別紙2-1】機能・帳票要件	01.【共通】Y004(新規採番) 以下情報の区分を管理（登録・修正・削除・照会）できること。 ・中国残留邦人対象区分 ・障がい者区分 ・その他の条件（原爆手帳、公害医療手帳等） [管理項目] 「別紙2-2)管理項目_10.【予防接種】対象者管理」[予予システム連携情報]参照	障がい者等、福祉に関する情報を、健康管理システムに集約するのではなく、予予・請求システムをハブとして集約するように再構築してください。 また、公害については自治体が認定しますが、環境省であるならば認定番号で公害患者を管理されていると思うので、その情報をマイナンバーに連携し、予予・請求システム連携できると思います。 最後に、原爆手帳については、本市ではデータベースがなく都道府県や国が認定されると思いますので、健康管理システムをハブにするのではなく、前述同様予予・請求システムに直連携してください。		1.予予・請求システムでの機能一本化について

54	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	<p>01.【共通】Y005(新規採番) 予診情報・予防接種記録管理システムに、以下情報の区分を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国残留邦人対象区分 ・障がい者区分 ・その他の条件(原爆手帳、公害医療手帳等) <p>1 「IF名」に準拠すること</p>	<p>・障がい者区分 障がい者福祉情報を福祉系システムから健康管理システムに連携させるとありますが、あらかじめ住民情報システムと障がい者福祉に関するシステムを予予・請求支払システムに連携させれば、健康管理システムは不要と思います。</p> <p>・その他の条件(原爆手帳、公害医療手帳等) 原爆の認定は、都道府県から国(厚生労働省)の委員会で認否が定まると思うのですが、そこから予予・請求支払システム側に連携させることはできないのでしょうか。 公害医療の認定は自治体ですが、現在新規での認定はほぼ無く、過去に認定された市民については、環境省に連携済であるため、認定者のマッチングとシステム連携も予予・請求支払システムに直接可能と思います。</p>		1.予予・請求システムでの機能一本化について
55	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	<p>01.【共通】Y006(新規採番) 以下情報の区分を管理(登録・修正・削除・照会)できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者定期接種対象区分 <p>【管理項目】 「(別紙2-2)管理項目_10.【予防接種】対象者管理」[予予システム連携情報]参照</p>	<p>障がい者福祉情報を福祉系システムから健康管理システムに連携させるとありますが、あらかじめ住民情報システムと障がい者福祉に関するシステムを予予・請求支払システムに連携させれば、健康管理システムは不要と思います。</p>		1.予予・請求システムでの機能一本化について
56	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	<p>01.【共通】Y007(新規採番) 予診情報・予防接種記録管理システムに、以下情報の区分を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者定期接種対象区分 <p>1 「IF名」に準拠すること</p>	<p>障がい者福祉情報を福祉系システムから健康管理システムに連携させるとありますが、あらかじめ住民情報システムと障がい者福祉に関するシステムを予予・請求支払システムに連携させれば、健康管理システムは不要と思います。</p>		1.予予・請求システムでの機能一本化について
57	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	<p>01.【共通】Y008(新規採番) 以下情報の区分を管理(登録・修正・削除・照会)できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期療養区分 <p>【管理項目】 「(別紙2-2)管理項目_10.【予防接種】対象者管理」[予予システム連携情報]参照</p>	<p>健康管理システムに反映させてからの、予予・請求支払システムとなっていますが、予予・請求支払システム側に直接反映もしくは、一括反映できるような口を設けていただければ、反映できると思いますが、なぜ、一度健康管理システムを中継するのでしょうか。</p>		1.予予・請求システムでの機能一本化について
58	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	<p>01.【共通】Y009(新規採番) 予診情報・予防接種記録管理システムに、以下情報の区分を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期療養区分 <p>1 「IF名」に準拠すること</p>	<p>健康管理システムに反映させてからの、予予・請求支払システムとなっていますが、予予・請求支払システム側に直接反映もしくは、一括反映できるような口を設けていただければ、反映できると思いますが、なぜ、一度健康管理システムを中継するのでしょうか。</p>		1.予予・請求システムでの機能一本化について
59	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	<p>01.【共通】Y019(新規採番) 以下情報の区分を管理(登録・修正・削除・照会)できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造血幹細胞等の臓器移植区分 <p>【管理項目】 「(別紙2-2)管理項目_10.【予防接種】対象者管理」[予予システム連携情報]参照</p>	<p>健康管理システムに反映させてからの、予予・請求支払システムとなっていますが、予予・請求支払システム側に直接反映もしくは、一括反映できるような口を設けていただければ、反映できると思いますが、なぜ、一度健康管理システムを中継するのでしょうか。</p>		1.予予・請求システムでの機能一本化について
60	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	<p>01.【共通】Y020(新規採番) 予診情報・予防接種記録管理システムに、以下情報の区分を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造血幹細胞等の臓器移植区分 <p>1 「IF名」に準拠すること</p>	<p>健康管理システムに反映させてからの、予予・請求支払システムとなっていますが、予予・請求支払システム側に直接反映もしくは、一括反映できるような口を設けていただければ、反映できると思いますが、なぜ、一度健康管理システムを中継するのでしょうか。</p>		1.予予・請求システムでの機能一本化について
61	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	<p>01.【共通】Y010(新規採番) 予診情報・予防接種記録管理システムに、以下情報の区分を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不開示フラグ <p>1 「IF名」に準拠すること</p>	<p>健康管理システムに反映させてからの、予予・請求支払システムとなっていますが、予予・請求支払システム側に直接反映もしくは、一括反映できるような口を設けていただければ、反映できると思いますが、なぜ、一度健康管理システムを中継するのでしょうか。</p>		1.予予・請求システムでの機能一本化について

62	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	01.【共通】Y021(新規採番) 予診情報・予防接種記録管理システムに、以下情報の区分を提供する。 ・通知対象外区分 1 「IF名」に準拠すること	健康管理システムに反映させてからの、予予・請求支払システムとなっていますが、予予・請求支払システム側に直接反映もしくは、一括反映できるような口を設けていただければ、反映できると思いますが、なぜ、一度健康管理システムを中継するのでしょうか。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
63	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	01.【共通】0490559Y014(新規採番) API連携により、PMHに予防接種対象者情報を提供する。 1 APIの仕様は、デジタル序が規定する以下に準拠すること 「【PMH】_1800_基本設計書-API設計書_V00G-E02_予防接種対象者情報登録API（自治体）」 JSONまたはCSVデータの自動API連携により、予診情報・予防接種記録管理システムに予防接種対象者情報を提供する。 1 「IF名」に準拠すること 2 日次（1日1回以上の頻度）で自動連携すること 3 差分とすること	データの連携を行うことで、コンピューティング・データベース・通信等のコストが増大することになるため、健康管理システムではなく、予予・請求システムで照会できるように改修を求めます。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
64	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	01.【共通】Y015(新規採番) 予診情報・予防接種記録管理システムに予防接種対象者情報を提供した結果を受領し確認すること。 1 「IF名」に準拠すること	データの連携を行うことで、コンピューティング・データベース・通信等のコストが増大することになるため、健康管理システムではなく、予予・請求システムで照会できるように改修を求めます。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
65	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	01.【共通】0490660Y016(新規採番) API連携により、予防接種記録情報を照会する。 1 APIの仕様は、デジタル序が規定する以下に準拠すること 「【PMH】_1800_基本設計書-API設計書_V00G-E06_予防接種結果情報登録API（自治体）」 2 全件取得、または期間指定による差分取得ができること 予診情報・予防接種記録管理システムから、期間を指定して予防接種記録情報を照会する。 1 「IF名」に準拠すること	データの連携を行うことで、コンピューティング・データベース・通信等のコストが増大することになるため、健康管理システムではなく、予予・請求システムで照会できるように改修を求めます。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
66	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	01.【共通】Y017(新規採番) 予診情報・予防接種記録管理システムから、対象者を指定して予防接種記録情報を照会する。 1 「IF名」に準拠すること	データの連携を行うことで、コンピューティング・データベース・通信等のコストが増大することになるため、健康管理システムではなく、予予・請求システムで照会できるように改修を求めます。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
67	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	01.【共通】0490052(新規採番) 事業の情報を管理(登録、修正、削除、照会)できること。 1 当機能にて成人保健・母子保健における市区町村拡張事業の追加、予防接種における任意接種や風しん抗体検査の追加ができること 2 同じ業務でも複数の事業を実施している場合には、複数の事業が管理できること(例:栄養教室・禁煙教室・歯科教室) 3 対象となる年齢および性別を管理できること 4 対象となる年齢の基準日は任意に設定できること 5 対象となる受診歴の間隔を任意に設定できること 6 当機能にて追加した事業は、該当する分野(成人保健・母子保健・予防接種)の中において、既に登録されている事業と同様の取り扱いができるること。 7 予防接種においては、予防接種管理番号を管理できること	予防接種管理番号について、管理含めて健康管理システムではなく、予予・請求システム側で管理できるよう改修を求めます。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
68	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	10.【予防接種】対象者管理0190384 資格情報を参照し、自己負担減免対象者を抽出できること(EUCができること)。 ・住民税 ・生活保護	資格情報は、予予・請求システム側で集約して、予予・請求システム側で確認及び抽出できるように改修を求めます。		1.予予・請求システムでの機能一本化について

69	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	10.【予防接種】対象者管理Y101(新規採番) 予診情報・予防接種記録管理システムから、勧奨対象候補者リスト受領し確認できること。 1 勧奨対象者の加除ができること 2 「IF名」に準拠すること	健康管理システムを介すことなく予予・請求システム側で、対象者の除外等を処理できるよう、基礎要件の見直しを求める。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
70	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	10.【予防接種】対象者管理Y102(新規採番) 健康管理システムで編集した勧奨対象候補者リストを、予診情報・予防接種記録管理システムに提供できること。 1 「IF名」に準拠すること	予予・請求システム側で集約して、予予・請求システム側で確認及び抽出できるように改修を求める。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
71	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	10.【予防接種】対象者管理Y103(新規採番) 勧奨対象候補者リストを、予診情報・予防接種記録管理システムに提供した際の登録結果を受領し確認できること。 1 「IF名」に準拠すること	予予・請求システム側で集約して、予予・請求システム側で確認及び抽出できるように改修を求める。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
72	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	10.【予防接種】対象者管理Y104(新規採番) マイナポータルで勧奨した接種勧奨結果を、予診情報・予防接種記録管理システムから、受領し確認できること。 1 「IF名」に準拠すること	予予・請求システム側で集約して、予予・請求システム側で確認及び抽出できるように改修を求める。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
73	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	10.【予防接種】対象者管理Y105(新規採番) マイナポータルでの勧奨を実施しない勧奨対象者リストを、予診情報・予防接種記録管理システムから、受領し確認できること。 1 「IF名」に準拠すること	予予・請求システム側で集約して、予予・請求システム側で確認及び抽出できるように改修を求める。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
74	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	10.【予防接種】対象者管理Y106(新規採番) マイナポータルでの勧奨を実施しない勧奨対象者リストに対して、健康管理システムで勧奨した結果情報を、予診情報・予防接種記録管理システムに提供できること。 1 「IF名」に準拠すること	予予・請求システム側で集約して、予予・請求システム側で確認及び抽出できるように改修を求める。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
75	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	10.【予防接種】対象者管理Y107(新規採番) 健康管理システムで勧奨した結果情報を、予診情報・予防接種記録管理システムに提供した際の登録結果を受領し確認できること。 1 「IF名」に準拠すること	予予・請求システム側で集約して、予予・請求システム側で確認及び抽出できるように改修を求める。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
76	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	10.【予防接種】対象者管理0490386(新規採番) 住民ごとに予診票発行情報の管理(登録・更新・削除・照会)ができること。 1 新型コロナワクチンの接種券・風しんの追加的対策のクーポン券も含まれる 【管理項目】 「(別紙2-2)管理項目_10.【予防接種】対象者管理」[予診票発行情報]参照	予予・請求システム側で集約して、予予・請求システム側で確認及び抽出できるように改修を求める。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
77	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	10.【予防接種】対象者管理0490394(新規採番) 予診票が出来ること(機能ID0190126に準じて出力)。 1 接種対象者番号を識別できる情報を印字できること	出力についても、基本的には様式が今後定めることから、オンライン対応できる予診票について、健康管理システムではなく、予予・請求システム側で出力できるよう要件の見直しを求める。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
78	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	10.【予防接種】対象者管理0490536 予診票が出来ること(機能ID0190126に準じて出力)。 1 定期接種実施要領に基づいた多言語での出力に対応できること	出力についても、基本的には様式が今後定めることから、オンライン対応できる予診票について、健康管理システムではなく、予予・請求システム側で出力できるよう要件の見直しを求める。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
79	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	10.【予防接種】対象者管理0490392(新規採番) 予診票貼付シールが出来ること(機能ID0190126に準じて出力)。 1 接種対象者番号を識別できる情報を印字できること	出力についても、基本的には様式が今後定めることから、オンライン対応できる予診票について、健康管理システムではなく、予予・請求システム側で出力できるよう要件の見直しを求める。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
80	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	10.【予防接種】対象者管理0490393 案内(通知)が出来ること(機能ID0190126に準じて出力)。	出力についても、基本的には様式が今後定めることから、オンライン対応できる予診票について、健康管理システムではなく、予予・請求システム側で出力できるよう要件の見直しを求める。		1.予予・請求システムでの機能一本化について

81	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	<p>11.【予防接種】接種情報管理0490400(新規採番) 住民ごとに予防接種情報を管理(登録・更新・削除・照会)であること。</p> <p>1 風疹抗体検査実績、罹患情報を管理する機能である。</p> <p>1 「予防接種情報」には、接種の結果だけではなく、予診や罹患等の情報を含む。以降要件についても同じ。</p> <p>2 他自治体で受けた接種情報についても管理が行えること</p> <p>【管理項目】 「(別紙2-2)管理項目_11.【予防接種】接種情報管理」の以下参照</p> <p>[各種予防接種の接種実績] [風疹抗体検査実績] [罹患情報]</p>	<p>予診情報、予防接種記録管理システム(以下、予予・請求システムと省略。)の機能要件としてください。 健康管理システムではなく、直接予予・請求システムに住民基本台帳の内容をリンクさせることは、技術的に難しいのでしょうか。国としてシステムを整備されるならば、マイナンバーを軸に情報を予予・請求システムに集約することを求めます。</p>		1.予予・請求システムでの機能一本化について
82	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	<p>11.【予防接種】接種情報管理(新規採番) 住民ごとに、予診情報・予防接種記録管理システムから取得した接種記録を表示できること。</p> <p>1 データの参照、取り込みは問わず、照会した情報を健康管理システムで利用できること</p> <p>【管理項目】 「(別紙2-2)管理項目_11.【予防接種】接種情報管理」の以下参照</p> <p>[各種予防接種の接種実績]</p>	<p>予予・請求システム側で集約して、予予・請求システム側で確認及び抽出できるように改修を求めます。</p>		1.予予・請求システムでの機能一本化について
83	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	<p>11.【予防接種】接種情報管理0490420(新規採番) 健康被害救済制度について、申請から認定の状況を照会管理(登録・更新・削除・照会)できること。</p> <p>1 データの参照、取り込みは問わず、健康管理システム(サブユニット含む)で利用できること</p> <p>【管理項目】 「(別紙2-2)管理項目_11.【予防接種】接種情報管理」[健康被害救済制度情報]参照</p>	3.0のスコープ外につき、除外		1.業務要件定義書との整合対応(全国意見照会に反映)
84	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	<p>11.【予防接種】接種情報管理Y203(新規採番) 予診情報・予防接種記録管理システムに、認定・否認結果を連携要求できること。</p> <p>1 「IF名」に準拠すること</p>	3.0のスコープ外につき、除外		1.業務要件定義書との整合対応(全国意見照会に反映)
85	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	<p>11.【予防接種】接種情報管理Y204(新規採番) 認定・否認の結果を取得した結果を、予診情報・予防接種記録管理システムに返却できること</p> <p>1 「IF名」に準拠すること</p>	3.0のスコープ外につき、除外		1.業務要件定義書との整合対応(全国意見照会に反映)
86	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	<p>11.【予防接種】接種情報管理0490424(新規採番) 健康被害救済制度について、申請から認定・否認の状況を一覧で確認できること(EUCができること)。</p>	3.0のスコープ外につき、除外		1.業務要件定義書との整合対応(全国意見照会に反映)
87	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	<p>11.【予防接種】接種情報管理(新規採番) 接種履歴を証明する帳票(接種済証)を出力できること。</p> <p>帳票詳細要件03 予防接種済証(臨時・英語版)</p>	<p>出力についても、基本的には様式が今後定めることから、オンライン対応できる予診票について、健康管理システムではなく、予予・請求システム側で出力できるよう要件の見直しを求めます。</p>		1.予予・請求システムでの機能一本化について
88	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	<p>11.【予防接種】接種情報管理Y201(新規採番) 接種済証交付記録を予診情報・予防接種記録管理システムに提供できること。</p> <p>1 「IF名」に準拠すること</p>	<p>予予・請求システム側で集約して、予予・請求システム側で確認及び抽出できるように改修を求めます。</p>		1.予予・請求システムでの機能一本化について
89	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	<p>11.【予防接種】接種情報管理Y202(新規採番) 接種済証交付記録を予診情報・予防接種記録管理システムに提供した結果を受信して確認できること。</p> <p>1 「IF名」に準拠すること</p>	<p>予予・請求システム側で集約して、予予・請求システム側で確認及び抽出できるように改修を求めます。</p>		1.予予・請求システムでの機能一本化について

90	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	11.【予防接種】接種情報管理0190426 未接種者勧奨通知が出来ること(機能ID0190126に準じて出力)。	出力についても、基本的には様式が今後定めることから、オンライン対応できる予診票について、健康管理システムではなく、予予・請求システム側で出力できるよう要件の見直しを求めてます。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
91	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	12.【統計・報告】0190431 地域保健・健康増進事業報告の各集計表の集計値を出せること。 <地域保健事業報告> 1 健康診断 9 予防接種 1 集計母体は上記としつつも、標準範囲外と整理された事業に関連する集計項目は計上しない 2 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	予予・請求システム側に接種記録が集約されるため、自治体から報告をするのではなく、国側で任意のタイミングにデータを集約されるよう、制度を見直していただけすると幸いです。		1.予予・請求システムでの機能一本化について
92	3.【別紙2-1】機能・帳票要件	12.【統計・報告】0190432 地域保健・健康増進事業報告の各集計表の集計値を出せること。 <地域保健事業報告> 1 国指定のExcel様式で出力できること	予予・請求システム側に接種記録が集約されるため、自治体から報告をするのではなく、国側で任意のタイミングにデータを集約されるよう、制度を見直していただけると幸いです。		1.予予・請求システムでの機能一本化について